

業務委託契約書

株式会社〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という）は、株式会社〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という）に対し、甲の〇〇〇〇及び〇〇〇〇業務における業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（委託業務）

甲が乙に対し委託する業務（以下「本業務」という）は、甲の〇〇〇〇及び〇〇〇〇に対しての付帯する〇〇〇〇を業務とする。但し、〇〇〇〇等は業務に含まれないものとする。

第2条（委託期間）

委託業務の期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日より平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。
ただし、期間満了〇ヶ月前までに相手方に対して本契約を終了する旨の書面による通知のなされない場合には、更に〇年間延長するものとし、以後も同様とする

第3条（委託料とその支払い）

甲が乙に対し支払う委託料は、〇〇万円（消費税別）とする。その支払いは乙が〇〇〇〇及び〇〇〇〇を甲に対して納品した月末締め翌月末日迄に乙の指定する銀行口座に現金振込みにて実施するものとし、振込手数料は甲の負担とする。

第4条（成果物の権利帰属）

委託業務により作成された成果物に関する無体財産権及び有体物に関する一切の権利は、甲に帰属する。

第5条（秘密保持）

乙は本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

ただし以下の各号に該当する場合はこの限りではない。

- I.甲または乙の責によらず公知となった場合
- II.法令又は裁判により開示を要求された場合

第6条（報告義務）

乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報をすみやかに報告しなければならない。

第7条（契約解除）

甲及び乙は、本契約の条項に正当な理由なく違反した場合、相手方に通知することなく直ちに本契約を解除することができるものとする。

甲及び乙は、前項における契約解除に該当する場合、相手方に本契約を違反したことによる損害及び契約解除に伴う損害の賠償を請求することができる。

第8条（解約）

甲及び乙は、契約期間中であっても、○ヶ月前に相手方に書面での通知により、本契約を解除することができる。

第9条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

本契約の解釈及びその他事項に関して生じた疑義や本契約に規定のない事項については甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

第11条（反社会的勢力との取引排除）

1. 甲及び乙は、次に定める事項を表明し、保証する。

（1）自己及び自己の役員・株主（以下「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）でないこと

（2）自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと

（3）自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと

（4）自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと

（5）自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと

2. 甲及び乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、相手方 は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。

以上、本契約の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各自1通を保管するものとする。

令和○○年○○月○○日

甲：

東京都○○区○○○○○○○○○○○○○○○○

株式会社○○○○○○○

代表取締役 ○○ ○○

乙：

東京都○○区○○○○○○○○○○○○○○○○

株式会社○○○○○○○

代表取締役 ○○ ○○